

錦糸公園駐車場の管理運営に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 9 号

錦糸公園駐車場の管理運営に関する条例を廃止する条例

錦糸公園駐車場の管理運営に関する条例（平成14年墨田区条例第21号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。